

VIEW

「コンプライアンス」! 会社は法令を遵守せよ!!!

最高裁に断罪され社長名の謝罪文を組合に手交するも相変わらず組

合掲示物を不法に組合掲示板から撤去する JR 東海会社!

組合員に対する不当なボーナスカットについて書いた「組合ビラ」を組合掲示板に貼り出したところ早々に会社に剥がされました。

分会長は、以下の内容で「苦情処理申告」を行いました。

組合掲示物の不当撤去について

7月31日の朝に組合掲示物に掲出した組合掲示物2点について、昼には会社管理者から撤去通告を受け不当にも撤去された。撤去通告の際に管理者に「苦情処理会議の内容を載せているからですか」と尋ねたが何の返答もなかった。

組合掲示物の撤去等に関しては、今年6月12日の最高裁決定をはじめ、会社が労働組合法7条3号違反の不法行為を行っているとして断罪され、この間何度も社長名で組合への謝罪文も手交している。

それにも関わらずこのような不法行為を繰り返すことは社会的に許されることではない。

会社は、社員に掲示で「コンプライアンス」、法令を遵守せよというが、まず自らが法令を遵守することを求めて苦情申告する。